

議第43号

京都市京北パラグライダー施設条例の一部を改正する条例の制定
について

京都市京北パラグライダー施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市京北パラグライダー施設条例の一部を改正する条例
京都市京北パラグライダー施設条例の一部を次のように改正する。

別表パラグライダーその他これに類するスポーツのための利用の項中
「2,000円」を「2,050円」に改め、同表その他の活動のための利用の項中
「2,000」を「2,050」に、「10,000」を「10,280」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市京北パラグライダー施設条例の規定は、
この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用
に係る料金については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、利用料金の適正化を図る必要がある
ので提案する。